新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更について

危機対策本部長
山極壽一

新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動制限については、令和 2 年 8 月19日にお知らせしたとおり、8月26日から、活動制限レベルをレベル2からレベル2(-)に変更いたします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、再度の活動制限レベルの引き上げについても 検討してまいります。

各部局におかれては、引き続き、部局内の感染状況を注視しつつ、感染拡大防止に最 大限取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル2(-)

# 【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】

#### 〇 授業活動等

対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面授業を実施する場合には、「感染拡大予防マニュアルー令和2年度前期授業の実施における配慮について-(第2版)」(令和2年8月7日危機対策本部通知)を踏まえ、感染拡大の予防に十分留意しつつ、必要な安全対策を確認した上で実施する。

### 〇 課外活動

感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋外における活動など一部を除 き、課外活動を自粛する。

※課外活動の実施にあたっては別途通知による制約あり

# 【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

○ 学内会議の実施

感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン 参加を推奨する。

※レベル2に同じ

## ○ 職員の勤怠

通常の業務量の維持に努めつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。 時差出勤を推奨する。

#### 【 Category3: 研究活動】

- 研究室内の換気、各員の手洗い、マスク着用の徹底、及び接触や不要不急な滞在時間 の削減など、感染防止に充分な注意を払いつつ、通常の研究活動への復帰をめざす。
  - ※「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」(令和2年5月14日 文部科学省作成)を踏まえ、感染拡大の予防に最大限の配慮をする